

◎民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第五十六条〔略〕</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成三十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p>	<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第五十六条〔略〕</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p>